

別表 C

特定建設作業の種類	届出義務の有無		主要機械・工法	備考
	騒音規制法	振動規制法		
くい打機 を使用する作業 1 既製杭 直打工法 ・打撃工法 ・振動工法 ・圧入工法 埋め込み工法 ・プレボーリング工法 ・セメントミルク工法 ・中掘工法 2 現場造成杭（場所打杭）	-	-	・ディゼルパイルハンマ ・ドロップハンマ ・もんけん ・油圧ハンマ ・エアハンマ ・バイプロハンマ ・油圧、ワイヤー圧入 }アースオーガー+直打工法 ・アースドリル工法 ・リバースサーキュレーション工法 ・地下連続壁工法 ・ベノト工法	動力使用の場合該当(トッポハンマ) 振動は指定建設作業に該当 }騒音は指定建設作業に該当 }指定建設作業に該当
くい抜機 を使用する作業 直打工法 ・打撃工法		油圧を除く	・パイルエクストラクタ	
くい打くい抜機 を使用する作業 ・振動工法 ・圧入工法	-	-	・バイプロハンマ ・油圧、ワイヤー圧入	
びょう打ち機 を使用する作業 ・リベットハンマー ・その他	-	-	・リベッチングハンマー	インパクトレンチは指定建設作業に該当
さく岩機 を使用する作業 ・ハンドブレイカー ・ジャイアントブレイカー ・その他		-	・レグドリル、ピックハンマー、ドリフタ等	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る。
空気圧縮機 を使用する作業 ・電動式 ・その他 15kw 以上(20 馬力)	-	-		給水管更生工事に使用する場合も特定建設作業に該当
コンクリートプラント を設けて行う作業 ・モルタル製造用 ・混練容量 0.45 m ³ 以上	-	-		
アスファルトプラント を設けて行う作業 ・混練重量 200kg 以上		-		
鋼球 を使用して工作物を破壊する作業	-			
舗装版破砕機 を使用する作業 ・ハンマーを落下させるもの ・その他	-	-		移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る。
掘削機械 を使用する作業 ・バックホウ 80kw 以上 ・トラクターショベル 70kw 以上 ・ブルドーザー 40kw 以上		-	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。 一覧は http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/ 参照	